

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

(1)株式会社 山昇建設 浦添市伊祖2-1-2-102
47-008739 代表者 藤岡 康之
(土木A、建築A、解体工事)

(2)有限会社 エコグリーンテクノ 豊見城市字嘉数110-1
47-12908 代表者 與那嶺 龍治
(土木D、とび・土工・コンクリート工事)

2 指名停止措置期間

令和 6 年 6 月 26 日 ~ 令和 6 年 7 月 25 日 (1か月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事 (下請けを含む)

4 事実概要

(株)山昇建設が受注した南部林業事務所発注の「令和5年度奥間復旧治山工事」において、令和6年4月12日12時45分頃、2次下請業者の作業員が抑止杭の建て込み作業中、外周グラウト注入管の落下防止金具が正常に取り付けられていなかったことから、注入管及び落下防止金具が落下し、落下防止金具と作業員の右手人差し指が接触し、右手を負傷した。

5 指名停止措置理由

当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条1項に基づく別表第1第7号に該当する。また、同要領第8条第1項に該当することから、下請負業者についても指名停止を行う。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内